人事行政の運営等の状況

令和８年９月

尾三衛生組合

尾三衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第4号）第5条の規定に基づき、令和7年度における尾三衛生組合の人事行政の運営等の状況について次のように公表する。

1　職員の任免及び職員数に関する状況

⑴　職員の総数

一般職の職員の定数と現在の職員数（令和7年4月1日現在）

職員定数	令和7年度職員数	令和6年度職員数
32人	20人	21人

（注）構成市町からの派遣職員（3人）を含む。

（注）暫定再任用短時間勤務職員（3人）を除く。

⑵　年齢別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区　分	20代	30代	40代	50代	60代	合　計
男　性	0人	3人	5人	9人	1人	18人
女　性	0人	2人	0人	0人	0人	2人
合　計	0人	5人	5人	9人	1人	20人

（注）派遣職員を含む。

（注）暫定再任用短時間勤務職員を除く。

⑶　採用者の数（令和7年度）

一般行政職
0人

⑷　退職者の数（令和7年度）

区　分	定　年	勧　奨	自己都合	その他
一般行政職	0人	0人	1人	0人

⑸　再任用の状況（令和7年度）

区　分	常時勤務	短時間勤務
一般行政職	0人	3人

2　職員の給与の状況について

⑴　人件費の状況（令和７年度　一般会計決算）

区　分	歳　出　額 （A）	人　件　費 （B）	人件費率 （B/A）
令和７年度	2,108,902 千円	169,411 千円	8.03%

⑴　人件費には、管理者、副管理者、組合議会議員などに支給される報酬などを含む。

⑵　職員給与費の状況（令和７年度　一般会計決算）

区　分	職員数 （A）	給　与　費				１人当たり 給 与 費 （B/A）
		給　料	職 員 手 当	期末・勤勉 手当	合 計 （B）	
令和７年度	17 人	72,552 千円	12,820 千円	34,392 千円	119,764 千円	7,045 千円

⑴　派遣職員、暫定再任用短時間勤務職員を除く。

⑴　職員手当には児童手当及び退職手当を含まない。

⑶　一般行政職職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区　分	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額	平 均 年 齢
尾三衛生組合	355,812 円	421,013 円	46.3 歳
愛　知　県	333,651 円	444,313 円	41.7 歳

⑴　平均給与月額は、令和７年４月分の給料及び職員手当の合計を令和７年４月の職員数で除したものである。

⑴　派遣職員、暫定再任用短時間勤務職員を除く。

⑷　一般行政職職員の初任給（令和７年４月１日現在）

区　　分	初　任　給
大　　学　　卒	225,600 円
高　　校　　卒	194,500 円

⑸　一般行政職職員の級別職員数の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	合 計
標準的な 職務内容	主　事	主　事	主　査 主　任	係　長	課長補佐	主　幹	次　長 調整監 室　長 課　長	事務局長	
職 員 数	０人	０人	５人	５人	２人	２人	３人	０人	17 人
構 成 比	0.0%	0.0%	29.4%	29.4%	11.8%	11.8%	17.6%	0.0%	—

⑴　尾三衛生組合職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表（一）の級区分による職員数である。

⑴　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

⑴　派遣職員、暫定再任用短時間勤務職員を除く。

⑴　構成比（%）は小数点第二位で四捨五入しているため、各項目を合計しても 100%にならない場合があります。

⑹ 職員手当の状況（令和７年度）

区　分	項　目	期　末	勤　勉	備　考
期末・勤勉手当	６月期	1.25(0.7)月分	1.05(0.5)月分	国と同じ
	12 月期	1.275(0.725)月分	1.075(0.525)月分	
	計	2.525(1.425)月分	2.125(1.025)月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置　有			

（注）（ ）内は、暫定再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

区　分	項　目	自 己 都 合	定年・勧奨	備　考
退 職 手 当	勤続 20 年	19.669500 月分	24.586875 月分	国と同じ
	勤続 25 年	28.039500 月分	33.270750 月分	
	勤続 35 年	39.757500 月分	47.709000 月分	
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		

（注）当分の間、旧定年（60 歳）に達した日（60 歳の誕生日の前日）以後、その者の非違によることなく退職した者は、定年退職したものとして取り扱い退職手当を支給する。

区　分	内　　容	備　考
扶 養 手 当	配偶者　　3,000 円 子　　11,500 円 （高校生・大学生の子については１人につき 5,000 円加算） 父母等　　6,500 円	国と同じ
住 居 手 当	借家・借間居住者　16,000 円を超える家賃の額に応じて最高 28,000 円	国と同じ
通 勤 手 当	交通機関利用者　　運賃相当額の範囲内で支給 自動車等使用者　　通勤距離に応じて支給（2,000 円から 38,700 円）	国と同じ
管理職手当	事務局長　　70,500 円 会計管理者・次長・調整監　　62,400 円 課長・室長　　50,000 円 主幹　　41,000 円	国と異なる （職及び支給割合が異なる）
宿日直手当	勤務１回につき　4,700 円（12 月 29 日～1 月 3 日の場合　9,400 円）	国と異なる

地 域 手 当	支給対象地域	全地域
	支給率	8.5%
	支給対象職員数	17 人 (3 人)
	支給対象職員１人当たり平均支給月額	29,917 円

（注）支給対象職員１人当たり平均支給月額は令和７年度決算額によるものである。

（注）（ ）内は、暫定再任用短時間勤務職員で外書きである。

特殊勤務手当	支給対象職種	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	43.5%
	支給対象職員１人当たり平均支給月額	3,957 円
	代表的な手当の種類	現場作業手当

（注）支給対象職員１人当たり平均支給月額は令和７年度決算額によるものである。

時間外勤務手当	支給総額	512 千円
	職員１人当たり平均支給年額	34 千円

（注）平均支給年額は、令和７年度決算額を令和７年４月の職員数（管理職を除く）で除したものである。

⑺ 特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分	報 酬 額
管 理 者	年額 75,000 円
副管理者	年額 60,000 円
議　　長	年額 45,000 円
副 議 長	年額 45,000 円
議　　員	年額 45,000 円
監査委員 （識見を有する者の中から選任）	月額　9,000 円
監査委員 （議会の議員の中から選任）	月額　4,500 円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額　7,000 円 ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、日額 20,000 円以内において調整することができる。
行政不服審査会委員	日額　7,000 円 ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、日額 20,000 円以内において調整することができる。
廃棄物処理施設整備検討審議会委員	日額　7,000 円
その他特別職	日額　5,000 円 ただし、管理者が調整することができる。

３　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴ 職員の勤務時間（変則勤務職場を除く一般的な職場におけるもの）

勤 務 時 間	開 始 時 刻	終 了 時 刻	休 憩 時 間
7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時から 13 時

⑵ 年次有給休暇の取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として１年度に 20 日の有給休暇が与えられます。

令和７年度平均取得日数	令和６年度平均取得日数
17 日	15 日

（注）派遣職員、暫定再任用短時間勤務職員を除く。

⑶ 特別休暇の概要

年次有給休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

主 な 休 暇	付　与　日　数
選 挙 権 等 行 使	必要と認められる期間
証 人 等 出 頭	必要と認められる期間
骨　髄　移　植	必要と認められる期間

ボランティア	1年度につき5日の範囲内の期間
結　　婚	連続する7日の範囲内の期間
不妊治療	1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
産　　前	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内で出産の日までの申し出た期間
産　　後	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
育児時間	1日につき2回各30分以内の期間
妻の出産補助	2日の範囲内の期間
育児参加	出産予定日8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から、出産日後1年を経過する日までの期間において5日の範囲内の期間
子の看護	1年度につき5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間
短期看護	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間
忌　　引	親族の区分により連続する1日から7日までの期間
父母の法要	1日の範囲内の期間
夏　　季	5日の範囲内の期間
災害の復旧作業	7日の範囲内の期間
災害等による出勤が困難な場合	必要と認められる期間
災害等による退勤が困難な場合の休暇	必要と認められる期間

⑷　育児休業取得状況（令7年度）

区　分	取得者数		
	男　性	女　性	合　計
育児休業	1人	0人	1人
部分休業	0人	0人	0人

⑸　介護休暇取得状況（令和7年度）

区　分	取得者数		
	男　性	女　性	合　計
介護休暇	0人	0人	0人

4　職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保証されていますが、一定の事由があれば失職、降任及び給料の減額がされます。

⑴　分限処分者（令和7年度）

処分の種類 / 理由	降　任	免　職	休　職	降　給	合　計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、	0人	0人	0人	0人	0人

過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
合　計	0人	0人	0人	0人	0人

⑵　懲戒処分者（令和7年度）

処分の種類 / 処分事由	免　職	停　職	減　給	戒　告	訓諭等	合　計
一般服務違反関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
公金公用物等取扱関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
公務外非行関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
交通事故・交通法規違反関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合　計	0人	0人	0人	0人	0人	0人

（注）地方公務員法以外の処分として訓告等の処分がある。

5　職員の服務の状況

⑴　服務に関する基本原則

区　分	概　要
法令・職務命令遵守義務	職員は職務遂行するにあたって法令や上司の職務命令に従わなければならない。
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけない。
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。
政治的行為の制限	政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為の禁止。
争議行為等の禁止	争議行為等の禁止。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければならない。

⑵　営利企業等従事者許可制度の概要と許可の状況（令和7年度）

許可した内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体役員その他の地位を兼ねるもの	1件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
上記に掲げるものを除き、報酬を得て事業又は事務に従事するもの	0件

6　職員の研修及び勤務成績の評定の状況について

⑴　研修の状況（令和7年度）

区　分			受講者数
一般研修	基本研修	階層別研修	6人
	専門研修	選択制研修	10人

⑵ 勤務成績の評定の概要

目　　的	職員の勤務成績について、公平かつ適正に把握し、これを職員の能力開発、指導育成その他の人事処遇に反映させることにより、職員の意欲向上及び組織の活性化を図る。
制度の概要	原則として、第１次考課者及び第２次考課者により、各職員に役職により与えらの考課項目についてＳからＤまでの５段階評定で評価する。
考　課　日	令和８年２月１日
評 定 期 間	令和７年４月から令和８年１月 31 日
対　象　者	派遣職員、休暇、休職、停職等の職員を除く全職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）

７　職員の福祉及び利益の保護の状況

⑴ 健康診断の状況（令和７年度）

健康診断の種類	受　診　者　数
人間ドック（内　脳ドック）	20 人（4 人）
ストレスチェック	20 人

（注）派遣職員を除く。

（注）暫定再任用短時間勤務職員を含む。

⑵ 職員互助会事業の状況（令和７年度決算）

事　業　費	組合補助金	会　員　数
882,628 円	208,450 円	23 人

（注）派遣職員、暫定再任用短時間勤務職員を含む。

⑶ 公務災害補償の状況（令和７年度）

区　分	傷　病	死　亡
通　勤　災　害	0 人	0 人
公務上の災害	0 人	0 人

⑷ 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

	令和７年度
措置要求件数	0 件

⑸ 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

	令和７年度
不服申立て件数	0 件